

【内閣府子ども・子育て本部関係】

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（新旧対照表）案

改正後

別表 1

算定基準		算定基準	
1区分	2整備区分	3種目	4基準額
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	ただし、平成27年7月13日府令第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という）の第1による、新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合（以下「新・放課後子ども総合プランによる場合」という）。
			28,659千円
			ただし、平成27年7月13日府令第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という）の第1による、新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合（以下「新・放課後子ども総合プランによる場合」という）。
			57,318千円
			一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。
			6,658千円
			17,246千円
			1,521千円
			2,264千円
			6,658千円
			16,941千円
			1,494千円
			2,224千円

現行

別表 1

算定基準		算定基準	
1区分	2整備区分	3種目	4基準額
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	ただし、平成27年7月13日府令第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という）の第1による、新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合（以下「新・放課後子ども総合プランによる場合」という）。
			28,152千円
			ただし、平成27年7月13日府令第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という）の第1による、新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合（以下「新・放課後子ども総合プランによる場合」という）。
			56,304千円
			一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。
			6,658千円
			16,941千円
			1,494千円
			2,224千円

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	ただし、平成27年7月13日府令第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という）の第1による、新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合（以下「新・放課後子ども総合プランによる場合」という）。	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるもの）であって、内閣総理大臣が必要と認められた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をい、その額は工事費又は工事請負額の2.6%に相当する額を限度とする。）並びに既存建物の買収のため必要な財産購入費（PF1事業及び既存建物を買収することにより効率的である）と認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の放課後児童クラブの整備を行う場合） 国 1/3 (2/3) 都道府県 (1/3) (1/6) 市町村 1/3 (1/6)
			28,152千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	国 2/9 (1/2) 都道府県 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)
			56,304千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	国 2/9 (1/2) 都道府県 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)
			6,658千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	国 2/9 (1/2) 都道府県 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)
			16,941千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	国 2/9 (1/2) 都道府県 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)
			1,494千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	国 2/9 (1/2) 都道府県 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)
			2,224千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	国 2/9 (1/2) 都道府県 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（新旧対照表）案

改正後

現行

拡 張	3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	本体工事費	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
		賃借料加算	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)
		特殊付帯工事費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模修繕	3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	本体工事費	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
		特殊付帯工事費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
		仮設施設整備工事費	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

拡 張	3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	本体工事費	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
		賃借料加算	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)
		特殊付帯工事費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模修繕	3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	本体工事費	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
		特殊付帯工事費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
		仮設施設整備工事費	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（新旧対照表）案

改正後

現行

別表 2

算定基準

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	38,924千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めたる整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を買収することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 (都道府県 1/3 市町村 1/3) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 (都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10)
		設計料加算	1,946千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	4,592千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	4,018千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
		特殊付帯工事費	16,415千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事	2,403千円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事	
			1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合		

別表 2

算定基準

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	39,230千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めたる整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を買収することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 (都道府県 1/3 市町村 1/3) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 (都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10)
		設計料加算	1,912千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	4,511千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	3,947千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
		特殊付帯工事費	16,125千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事	2,361千円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事	
			1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合		

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（新旧対照表）案

改正後

現行

拡 張	事費	2 改築に際して仮設施設を整備する場合 4,281千円	費又は工事請負費
		3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合は、仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	
	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	4,592千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
	特殊付帯工事費	16,415千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	特殊付帯工事費	16,415千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮設施設整備工事費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
	大規模修繕		

拡 張	事費	2 改築に際して仮設施設を整備する場合 4,205千円	費又は工事請負費
		3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合は、仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	
	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	4,511千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
	特殊付帯工事費	16,125千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	特殊付帯工事費	16,125千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮設施設整備工事費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
	大規模修繕		

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（新旧対照表）案

現行

別表 3

算定基準

(第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
放課後児童クラブ(1支援単あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 42,228千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 30,967千円 第8条(4)に基づく場合 37,161千円	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負工事費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のため必要な財産購入費(PF1事業及び既存建物を買収することにより効率的であることと認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 1/3 (2/3) 都道府県 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6)
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 9,987千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円 第8条(4)に基づく場合 8,789千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	国 2/9 (1/2) 都道府県 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 25,412千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,635千円 第8条(4)に基づく場合 22,362千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	

改正後

別表 3

算定基準

(第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
放課後児童クラブ(1支援単あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 42,989千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 31,525千円 第8条(4)に基づく場合 37,830千円	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負工事費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のため必要な財産購入費(PF1事業及び既存建物を買収することにより効率的であることと認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 1/3 (2/3) 都道府県 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6)
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 9,987千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円 第8条(4)に基づく場合 8,789千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	国 2/9 (1/2) 都道府県 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 25,869千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,971千円 第8条(4)に基づく場合 22,765千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（新旧対照表）案

改正後

現行

解体撤去 工事費及 び仮設施 設整備工 事費	解体撤去に必要 な工事費又は工 事請負費及び 仮設施設整備 に必要な賃借料 、工事費又は工 事請負費	1 改築に際して 既存施設を解 体し撤去する 場合 第8条（1）に 基づく場合 2,282 千円 第8条（2）、 （3）に基づ く場合 1,673 千円 第8条（4） に基づく場合 2,008 千円 2 改築に際し て仮設施設を 整備する場 合 第8条（1） に基づく場 合 3,396 千円 第8条（2）、 （3）に基づ く場合 2,490 千円 第8条（4） に基づく場 合 2,988 千円 3 一部改築に 際して既存施 設を解体し撤 去する場合は 、通知の第2 の2により内 閣総理大臣が 必要と認め た額とする。	解体撤去に必要 な工事費又は工 事請負費及び 仮設施設整備 に必要な賃借料 、工事費又は工 事請負費
拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認め た額とする。 ただし、創設に係 る基準額の2分 の1を上 限とする。	放課後児童クラ ブの拡張整備に 必要 な工事費又は工 事請負 費及び工 事事務費
	賃借料加算	第8条（1）に基 づく場合 9,987 千円 第8条（2）、 （3）に基づ く場合 7,324 千円 第8条（4） に基づく場 合 8,789 千円	新たに土地を賃 借して放課後児 童クラブを整 備する場 合に必要 な費用（施設 の拡張により 必要とな る部分に限 る。）
	特殊付帯 工事費	第8条（1）に基 づく場合 25,869 千円 第8条（2）、 （3）に基づ く場合 18,971 千円 第8条（4） に基づく場 合 22,765 千円	特殊付帯工事に 必要 な工事費又は 工 事請負 費

解体撤去 工事費及 び仮設施 設整備工 事費	解体撤去に必要 な工事費又は工 事請負費及び 仮設施設整備 に必要な賃借料 、工事費又は工 事請負費	1 改築に際して 既存施設を解 体し撤去する 場合 第8条（1）に 基づく場合 2,241 千円 第8条（2）、 （3）に基づ く場合 1,643 千円 第8条（4） に基づく場 合 1,972 千円 2 改築に際し て仮設施設を 整備する場 合 第8条（1） に基づく場 合 3,336 千円 第8条（2）、 （3）に基づ く場合 2,446 千円 第8条（4） に基づく場 合 2,936 千円 3 一部改築に 際して既存施 設を解体し撤 去する場合は 、通知の第2 の2により内 閣総理大臣が 必要と認め た額とする。	解体撤去に必要 な工事費又は工 事請負費及び 仮設施設整備 に必要な賃借料 、工事費又は工 事請負費
拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認め た額とする。 ただし、創設に係 る基準額の2分 の1を上 限とする。	放課後児童クラ ブの拡張整備に 必要 な工事費又は工 事請負 費及び工 事事務費
	賃借料加算	第8条（1）に基 づく場合 9,987 千円 第8条（2）、 （3）に基づ く場合 7,324 千円 第8条（4） に基づく場 合 8,789 千円	新たに土地を賃 借して放課後児 童クラブを整 備する場 合に必要 な費用（施設 の拡張により 必要とな る部分に限 る。）
	特殊付帯 工事費	第8条（1）に基 づく場合 25,412 千円 第8条（2）、 （3）に基づ く場合 18,635 千円 第8条（4） に基づく場 合 22,362 千円	特殊付帯工事に 必要 な工事費又は 工 事請負 費

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（新旧対照表）案

改正後

現行

別表 4

算定基準

(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1区分 病児保育施設	2整備区分 創設及び改築	3種目 本体工事費	4基準額 第8条(1)に基づく場合 第8条(2)、(3)に基づく場合 第8条(4)に基づく場合	5対象経費 病児保育施設の創設及び改築整備(建築物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必須と認めた整備を含む。)に必要ないし又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建築物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建築物を買収することがより効率的であると認められる場合に限る。)	6負担割合 市町村が整備を行う場合 国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 2,919千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,141千円 第8条(4)に基づく場合 2,569千円	<p>市町村が社会福祉法人等が行う施設等の整備に対して補助を行う場合</p> <p>国 3/10</p> <p>都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10</p>	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,888千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,051千円 第8条(4)に基づく場合 6,061千円	<p>子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用</p>	

別表 4

算定基準

(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1区分 病児保育施設	2整備区分 創設及び改築	3種目 本体工事費	4基準額 第8条(1)に基づく場合 第8条(2)、(3)に基づく場合 第8条(4)に基づく場合	5対象経費 病児保育施設の創設及び改築整備(建築物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必須と認めた整備を含む。)に必要ないし又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建築物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建築物を買収することがより効率的であると認められる場合に限る。)	6負担割合 市町村が整備を行う場合 国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 2,868千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,103千円 第8条(4)に基づく場合 2,524千円	<p>市町村が社会福祉法人等が行う施設等の整備に対して補助を行う場合</p> <p>国 3/10</p> <p>都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10</p>	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,767千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,962千円 第8条(4)に基づく場合 5,955千円	<p>子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用</p>	

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（新旧対照表）案

改正後

現行

地域の余裕スペース活用促進加算	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するための必要となる費用	第8条(1)に基づく場合 <u>6,027</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>4,420</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>5,304</u> 千円
特殊付帯工事費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	第8条(1)に基づく場合 <u>24,623</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>18,057</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>21,668</u> 千円
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>3,605</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>2,643</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>3,172</u> 千円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>6,422</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>4,709</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>5,651</u> 千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認められた額とする。
本体工事費	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	内閣総理大臣が認められた額とする。
設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費の5%

地域の余裕スペース活用促進加算	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するための必要となる費用	第8条(1)に基づく場合 <u>5,921</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>4,342</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>5,210</u> 千円
特殊付帯工事費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	第8条(1)に基づく場合 <u>24,188</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>17,738</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>21,285</u> 千円
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>3,542</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>2,597</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>3,117</u> 千円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>6,308</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>4,626</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>5,551</u> 千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認められた額とする。
本体工事費	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	内閣総理大臣が認められた額とする。
設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費の5%

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（新旧対照表）案

改正後		現行	
環境改善 加算	第8条(1)に基づく場合 6,888千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,051千円 第8条(4)に基づく場合 6,061千円	環境改善 加算	第8条(1)に基づく場合 6,767千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,962千円 第8条(4)に基づく場合 5,955千円
特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合 24,623千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,057千円 第8条(4)に基づく場合 21,668千円	特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合 24,188千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 17,738千円 第8条(4)に基づく場合 21,285千円
	子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要な費用		子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要な費用
	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費		特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費

